

大同の積立年金 5年利率保証型

確定拠出年金保険(予定利率有期保証型)

商品提供会社: 大同生命保険株式会社

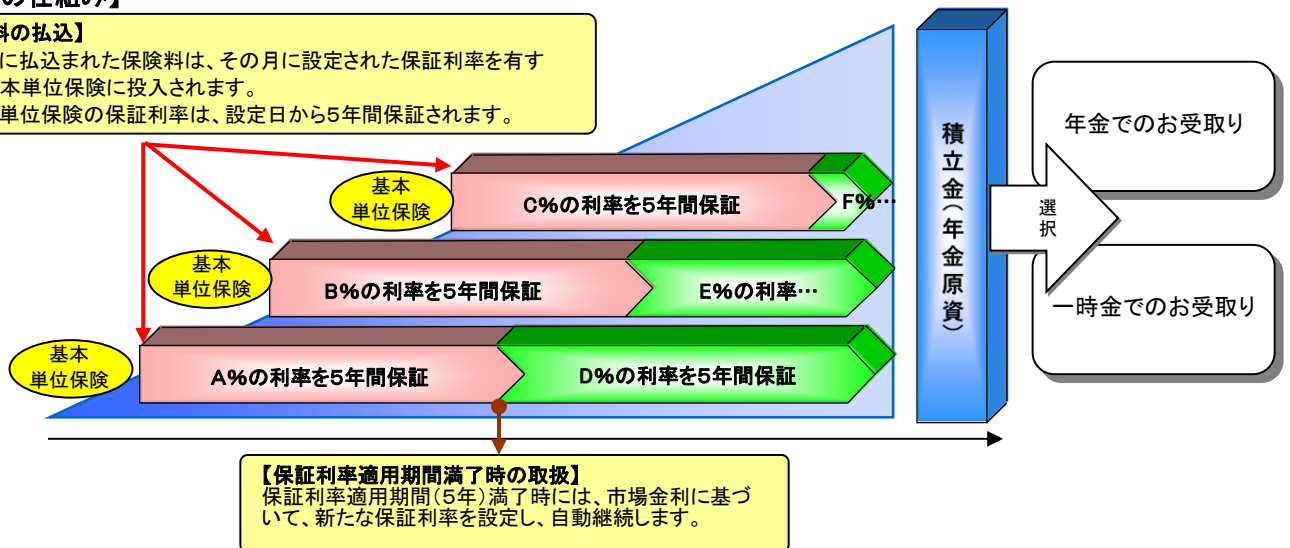
1. 基本的性格

- ・確定拠出年金法に定められる「元本確保型商品」です。
- ・毎月設定される基本単位保険から構成され、設定時の保証利率を5年間保証します。(基本単位保険は最大60本まで設定されます。)
- ・保証利率は、保証利率適用期間(5年)と同等の残存期間を有する公社債等の市場利回りを基準として、基本単位保険ごとに毎月設定します。
- ・保証利率適用期間途中の預替え(スイッチング)の場合、その時の市場金利、保証利率、残存期間等に応じた所定の金額が控除されることがあり、この場合元本(払込保険料)を下回る可能性があります。

【商品の仕組み】

【保険料の払込】

- 各月に払込まれた保険料は、その月に設定された保証利率を有する基本単位保険に投入されます。
- 基本単位保険の保証利率は、設定日から5年間保証されます。



【給付受取の方法】

年金でのお受取り ※年金給付の方法は、プランにより異なりますので年金規約をご確認ください。

- | | |
|--|--|
| <p>終身年金</p> <p>10年の保証期間</p> <p>10年保証期間付終身年金</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・年金開始時の積立金をもとに、終身にわたり年金を支払う給付受取方法です。 ・保証期間中に死亡された場合、残存保証期間分の未払年金現価をお支払いします。 ・保証期間は、10年です。 ・年金額は、積立金をもとに、市場金利等を勘案して所定の計算方法により算出します。 |
| <p>確定年金</p> <p>5・10・15・20年確定年金</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・年金開始時の積立金をもとに、一定期間一定金額を支払う給付受取方法です。 ・年金受取期間中に死亡された場合、残存受取期間分の未払年金現価をお支払いします。 ・年金支払期間は、5・10・15・20年の中から規約に定められます。 ・年金額は、積立金をもとに、市場金利等を勘案して所定の計算方法により算出します。 |
| <p>分割払年金</p> <p>基本単位保険</p> <p>分割払年金</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・積立終了時の積立金を一定期間分割で受取れます。 ・年金支払期間は5～20年の間で規約に定められます。 ・給付開始後も積立段階と同様の方法で運用を継続します。なお、受取の際にはその時の市場金利に応じた所定の金額が控除されることがあります。 |

◆留意点◆

- ・確定年金、保証期間付終身年金の取扱いについて、年金開始後の解約は、年金規約に定められている場合を除き、お取扱いいたしません。
- ・年金開始後に年金の支払に代えて一時金をお支払いする場合には、残存保証期間に応じた所定の金額をお支払いします。
- ・保証期間付終身年金を選択後、保証期間中に「死亡」または「一時金受取へ変更」された場合、上記一時金をお支払いした後は年金をお支払いいたしませんので、受取総額(年金受取総額と一時金の合計)が元本(年金原資)を下回ることがあります。例えば、年金開始後保証利率0.5%・男性・年金開始年齢60歳の場合、受取総額は、元本の約4割になります。

一時金でのお受取り

- ・年金規約に定めるところにより、老齢給付金・障害給付金について一時金受取を選択する場合、または、積立期間中に死亡された場合には、一時金として受取れます。

■当資料は、大同生命保険株式会社(運営管理機関)で編集・作成したものです。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。■当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。

大同の積立年金 5年利率保証型

確定拠出年金保険(予定利率有期保証型)

商品提供会社：大同生命保険株式会社

2. 保険の種類

確定拠出年金保険(予定利率有期保証型)

3. 拠出単位/拠出限度額

- ・拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。(払込の一時中断も可能です。)
- ・他商品からの預替えについても、金額制限はありません。

4. 保険期間

- ・保険料の払込開始時から給付の終了時まで

5. 利率の設定/適用

- 《積立期間中》
- ・保証利率適用期間(5年)と同等の残存期間を有する公社債等の市場利回りを基準として、毎月1日に設定します。
 - ・大同生命が保険料を受領した日から保証利率適用期間満了時まで付利し、途中で変更されることはありません。
- ※積立期間中に適用される保証利率は、保険契約維持等のためのコストをあらかじめ差し引いた後の利率になります。

《年金開始後》

[終身年金・確定年金 選択時]

- ・年金支払開始時に設定します。
 - ・保証利率は0.5%を下回ることはありません。
 - ・設定した保証利率は途中で変更されることはありません。
 - ・年金開始後の保証利率は年金額を算出するための利率です。
- ※年金額は保証利率を用いて算出された金額から保険契約維持等のコストを差し引いた後の金額となります。

[分割払年金 選択時]

- ・積立期間中と同じです。

6. 保証利率適用期間

- 《積立期間中》
- ・基本単位保険ごとに5年間適用されます。

《年金開始後》

[終身年金・確定年金 選択時]

- ・保証利率は年金支払期間中適用されます。
- [分割払年金 選択時]
- ・積立期間中と同じです。

7. 保証利率適用期間満了時の取扱い

- ・基本単位保険の保証利率適用期間満了時には、市場金利に基づいて、新たな保証利率を設定し、自動継続します。

8. 配当金

- ・この保険商品に配当金はありません。

9. 持分の計算方法

- ・払込まれた保険料に、適用される保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
- ・解約留保金が控除される場合、控除後の金額が持分となります。

10. 預替え(スイッチング)時の取扱い

- ・保証利率適用期間途中に、個人ごとの持ち分の全部または一部を解約して預替え(スイッチング)を行なう場合、その時の市場金利と残存年数等に応じて所定の解約留保金が控除(市場価格調整)されることがあります。
- ・控除される解約留保金がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として返戻金が元本を下回ることがあります。
- ・基本単位保険を設定した月内および保証利率適用期間満了にともない、新たに保証利率を設定した月内での解約については、解約留保金は控除されません。
- ・解約留保金控除の適用の有無およびその金額については、解約請求時点の市場金利・適用している保証利率、残存年数等により異なります。実際にお受取になれる金額等については、Webもしくはコールセンターでご確認ください。

11. 中途退職時の取扱い

- ・転退職などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、移換金として積立金額をそのまま全額移換します。この場合、解約留保金は控除されません。

12. 運用勘定

- ・一般勘定で運用されます。

13. セーフティネットの有無

保険業法に基づき設定された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)には、大同生命を含めすべての生命保険会社が会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、責任準備金および給付金等が削減されるなど、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL 03-3286-2820]までお問い合わせください。

14. その他

- ・レコードキーピング会社によっては、取引に制限がある場合があります。詳しくはレコードキーピング会社にご確認ください。

■当資料は、大同生命保険株式会社(運営管理機関)で編集・作成したものです。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。■当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。